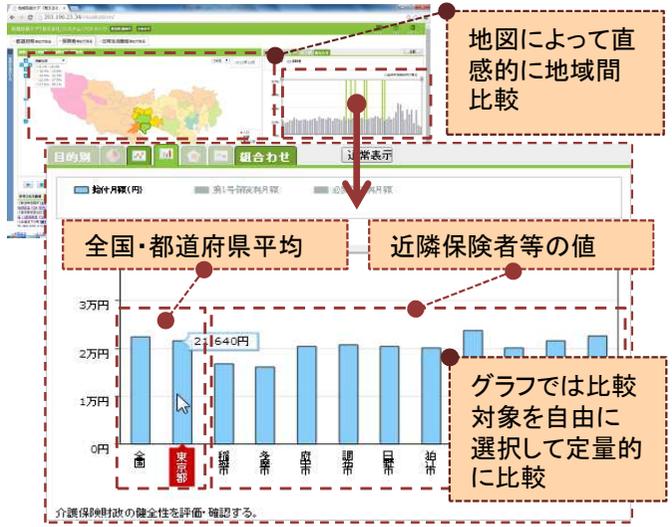


地域包括ケア「見える化」システム（プロトタイプ）を活用した分析の例

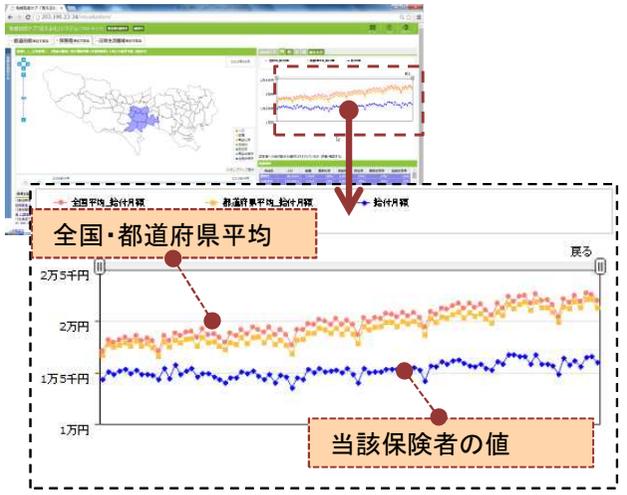
現状分析の例

第1号被保険者1人当たり給付費



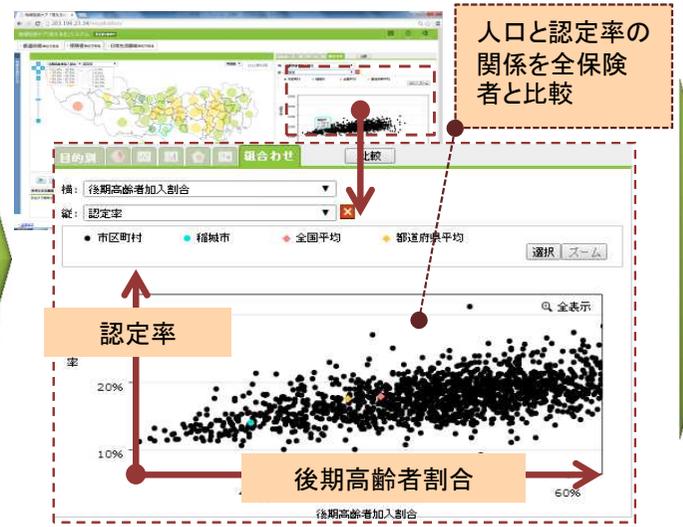
(例) 全国、近隣等と比較して、第1号被保険者1人当たりの給付費は安い。

第1号被保険者1人当たり給付費の推移



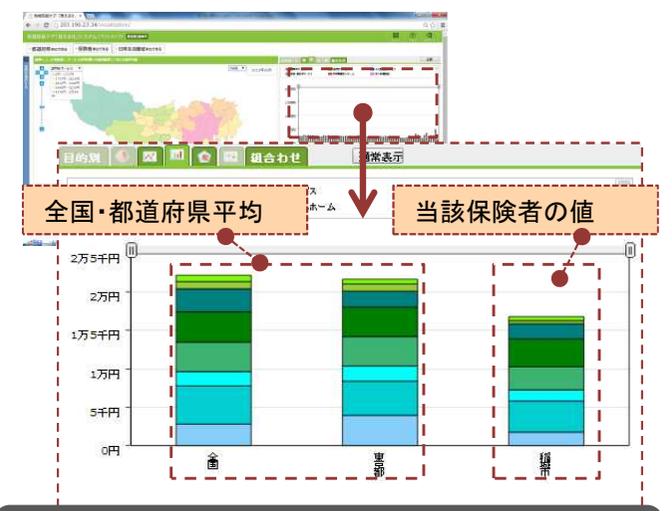
(例) 全国、近隣等と比較して、過去7年間の第1号被保険者1人当たりの給付費の伸びが小さい。

人口構造と認定率



(例) 後期高齢者が少ないので認定率が低い。
(例) 後期高齢者が多くても認定率が低い保険者もある。

サービスのバランス



(例) サービスのバランスで見ると全国等と比較して訪問系サービス（水色の部分）が少ない。

現状分析の例

- 第1号被保険者1人当たり保険給付月額が全国平均と比較して低く、過去7年間の伸びも小さい。
- 第1号被保険者に占める後期高齢者加入割合が低いために、要支援・要介護認定率も低い水準であることが給付費が低い一因であると考えられる。
- サービスのバランスを見ると、全国、都道府県平均と比較して、訪問系サービス利用率が低い。

<現状評価と課題抽出>

- 今後、後期高齢者が増加すると認定率も上がり、サービス利用も増える可能性があるのではないか？
- 後期高齢者が多くても認定率が低い水準の保険者ではどのようなサービスバランスになっているのか？
- また、どのような取り組みがされているのか？

施策方針検討

東京都 世田谷区のモデル事業

特徴 地域資源を活用した多様な通いの場の取組例

世田谷区は、地域包括支援センターとの定期的な連絡会議で現場の問題を共有し、関係機関の調整など必要な行政対応を行いながら、地域包括支援センターの地域づくりをサポート。地域包括支援センター単位で都市部の豊富な地域資源を活用して多様な通いの場の創設や外出支援を実現している。

ここがポイント

- ① 区の保健師が、地域包括支援センターと地域で行動を共にして地域づくりのノウハウを伝授
- ② その後、各地域包括支援センターが担当地域の自治組織や住民と連携を促して関係づくり

地域づくりの下準備

- 地域づくりの推進員を確保
- 地域づくりの推進員を育成
- 地域づくりの推進員を育成

後方支援

- 4区の地域包括支援センターとの連携
- 区の保健師の派遣
- アドバイスの提供

モデル事業による取り組み

- 自治会の活動の活性化
- 自治会の活動の活性化
- 自治会の活動の活性化

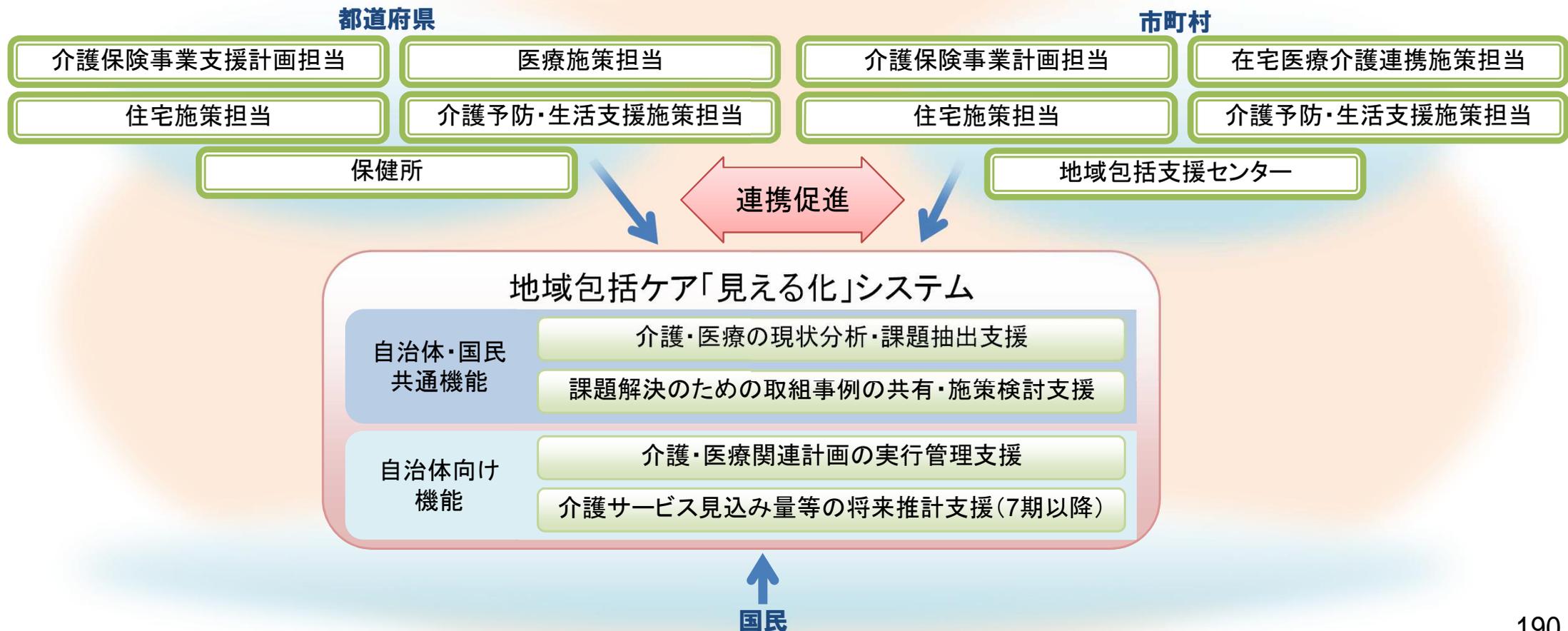
町会活動の能力アップ事業(実施)

自治会のメンバーの意識を高め、活動の場を全て開き、通いの場が広がる。通いの場が広がることで、通いの場が広がる。通いの場が広がることで、通いの場が広がる。

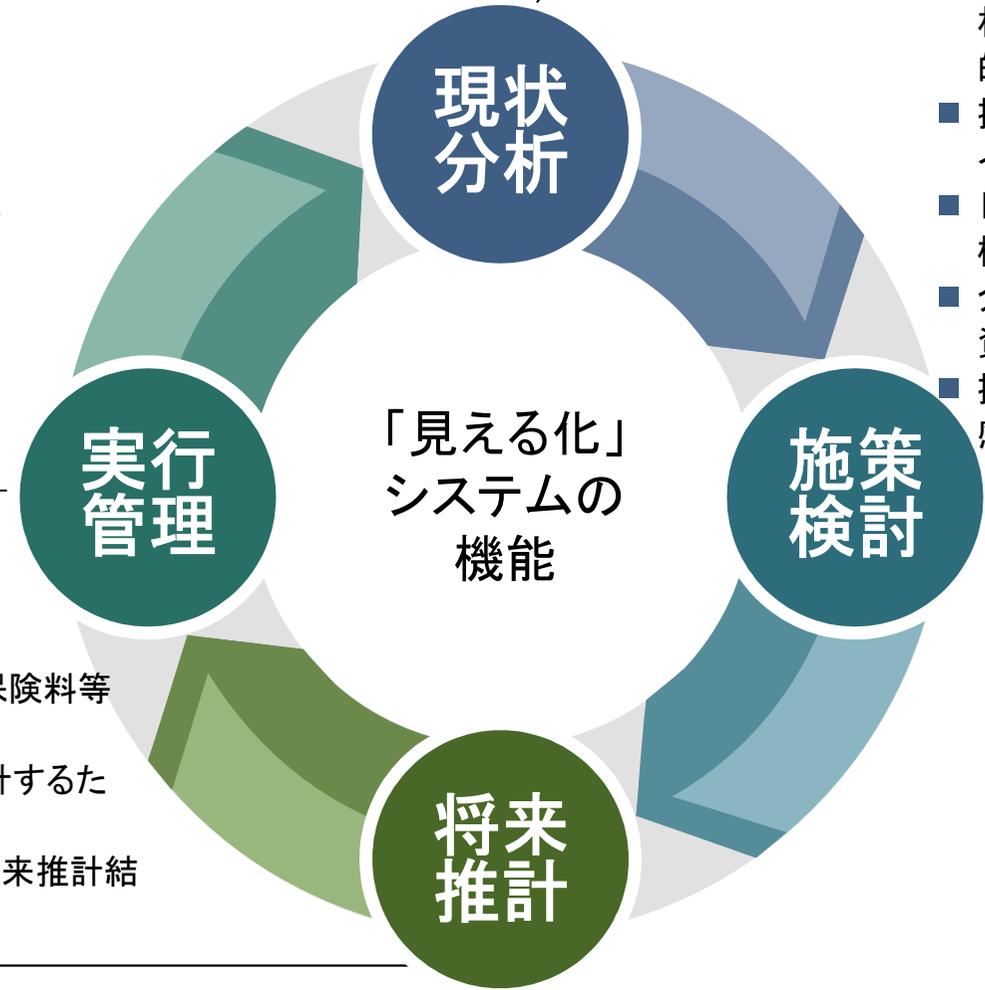
後期高齢者が多くても認定率が低い保険者の取組等を検索・閲覧し、施策検討の参考情報として活用

地域包括ケア「見える化」システムの目的

- 地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムである。
- これにより、都道府県・市町村は地域間比較等による現状分析から課題抽出が容易になり、同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参考にすることで、自らに適した施策を検討しやすくなる。
- また、都道府県・市町村内の関係者全員が一元化された情報を共有することで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携をしやすくなる。
- 加えて、担当者の人事異動による影響を効果的かつ効率的に補完することができ、スピード感をもって継続性のある施策を実行しやすくなる。
- さらに、一部の機能を除き、誰でも利用することができるようになり、住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取組を共有でき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しやすくなる。



- 地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における計画策定・実行を支えるために「介護・医療の現状分析・課題抽出支援」「課題解決のための取組事例の共有・施策検討支援」「介護サービス見込み量等の将来推計支援」「介護・医療関連計画の実行管理支援」の機能を提供する。



介護・医療関連計画の実行管理支援

- 介護・医療関連計画における将来推計結果、定量目標値等(計画値)の登録機能
- 計画値と実績値の乖離状況の管理、地域間比較等の分析機能

介護サービス見込み量等の将来推計支援(7期)

- 介護サービス見込み量、介護保険料等の将来推計機能
- 将来推計の考え方、適切に推計するための留意点等の助言機能
- 国・都道府県による市町村別将来推計結果の集計・分析機能

介護・医療の現状分析・課題抽出支援

- 公的統計及びレセプト情報等から現状分析・課題抽出に有効な指標群を随時自動的に算出・提供する機能
- 提供される指標群の解釈・課題抽出のポイント等の助言機能
- 日常よく活用する指標群等を保存しておく機能
- 介護サービス事業所、医療機関等の地域資源の位置情報・基本情報の提供機能
- 提供される情報をGIS・グラフ等によって直感的に分析可能な機能

取組事例の共有・施策検討支援

- 現状分析から抽出された課題、地域特性等の条件を設定して柔軟に先進的取組事例、ベストプラクティス事例等を検索・閲覧可能な機能

地域包括ケア「見える化」システムの利用の範囲①

- 地域包括ケア「見える化」システムの利用者は大きく「国」「都道府県」「市町村」「住民等」に分類される。
- 「国」については、厚生労働省、外部協力者(国立研究所、審議会委員など)を想定する。
- 「都道府県」については、介護保険事業支援計画・医療計画・医療費適正化計画の各担当、計画以外の担当(保健所等を含む)、外部協力者(計画策定委員、大学等の協力研究機関など)を想定する。
- 「市町村」については介護保険事業計画の担当、計画以外の担当(地域包括支援センター等を含む)、外部協力者(計画策定委員、大学等の協力研究機関など)を想定する。
- 各利用者が利用可能な機能の範囲は次の通りを想定している(○:利用可能 △:制限付き利用可能 —:利用不可)。

機能	国		都道府県			市町村			住民等
	厚生労働省	外部協力者	計画担当	その他担当	外部協力者	計画担当	その他担当	外部協力者	
介護・医療の現状分析・課題抽出支援機能									
現状分析・課題抽出に有効な指標群の閲覧・データ取得機能	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (*1)
提供される指標群の解釈・課題抽出のポイント等の助言閲覧機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日常よく活用する指標群等を保存しておく機能	○ (*2)	○	○	○	○	○	○	○	○
介護サービス事業所、医療機関等の地域資源の位置情報・基本情報の閲覧機能	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (*1)
提供される情報をGIS・グラフ等による直感的な分析機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(*1)適切に解釈するのに一定の知識と専門性を要するものについては、一定の制限を設ける。

(*2)日常よく活用する指標群等の情報収集・分析を行い、都道府県・市町村にフィードバックする。

機能	国		都道府県			市町村			住民等
	厚生労働省	外部協力者	計画担当	その他担当	外部協力者	計画担当	その他担当	外部協力者	
取組事例の共有・施策検討支援									
先進都道府県・市町村の取組事例、ベストプラクティス事例等の検索・閲覧	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護・医療関連計画の実行管理支援									
介護・医療関連計画における将来推計結果、定量目標値等(計画値)の登録機能	—	—	○(*3)	—	—	○(*4)	—	—	—
計画値と実績値の乖離状況の管理、地域間比較等の分析機能	○	○	○(*5)	○(*5)	○(*5)	○(*5)	○(*5)	○(*5)	—
介護サービス見込み量等の将来推計支援									
介護サービス見込み量、介護保険料等の将来推計機能の利用	—	—	○	—	—	○	—	—	—
将来推計の考え方、適切に推計するための留意点等の助言閲覧	○	—	○	○	○	○	○	○	—
市町村別将来推計結果の集計・分析機能	○	—	○	—	—	○	—	—	—

(*3)介護保険事業支援計画等について登録することができる。

(*4)介護保険事業計画について登録することができる。

(*5)一部、都道府県において他都道府県内市町村の閲覧が制限される指標、市町村において他市町村の閲覧が制限される指標がある。

地域包括ケア「見える化」システムの開発スケジュール

- 平成27年夏に1次リリースした後も、継続的に情報の充実・機能強化を行う。
- 1次リリースは、3段階に分けてリリースする予定であり、「現状分析」と「施策検討」の機能を優先する。

	平成26年度		平成27年度				平成28年度				平成29年度	
	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	
地域包括ケア「見える化」システムの開発	1次		1次 設計・開発									
			リリース時期:		★1次	★1.3次	★1.5次					
				1次 運用								
			2次	2次 設計・開発		2次 運用						
				3次	3次 設計・開発				3次 運用			
機能						1次リリース		2次リリース		3次リリース		
介護・医療の現状分析・課題抽出支援機能						1次	1.3次	1.5次				
現状分析・課題抽出に有効な指標群の閲覧・データ取得機能						○	●	●	●	●	●	
提供される指標群の解釈・課題抽出のポイント等の助言閲覧機能						○	●	●	●	●	●	
日常よく活用する指標群等を保存しておく機能							○	●	●	●	●	
介護サービス事業所、医療機関等の地域資源の位置情報・基本情報の閲覧機能							○	●	●	●	●	
提供される情報をGIS・グラフ等による直感的な分析機能						○	●	●	●	●	●	
取組事例の共有・施策検討支援												
先進都道府県・市町村の取組事例、ベストプラクティス事例等の検索・閲覧						○	●	●	●	●	●	
介護・医療関連計画の実行管理支援												
介護・医療関連計画における将来推計結果、定量目標値等(計画値)の登録機能								○	●	●	●	
計画値と実績値の乖離状況の管理、地域間比較等の分析機能								○	●	●	●	
介護サービス見込み量等の将来推計支援(7期)												
介護サービス見込み量、介護保険料等の将来推計機能の利用											○	
将来推計の考え方、適切に推計するための留意点等の助言閲覧											○	
市町村別将来推計結果の集計・分析機能											○	

6. 介護予防の推進関連事業について

都道府県においては、以下に述べる事業を活用する等により、市町村における「地域づくりによる介護予防」の取組が推進するよう、積極的な支援をお願いしたい。

(1) 介護予防事業

- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものである。特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOLの向上を目指すものである。
- 一方で、平成18年に市町村を実施主体として創設された介護予防事業は、一次予防事業と二次予防事業から構成され、二次予防事業に高齢者人口の5%が参加することを目指して取り組んできたが、
 - ① 直近の実績でも0.7%（平成24年度）と低調であること
 - ② 対象者を把握するための費用が介護予防事業全体の約3割を占めていること
 - ③ 二次予防事業に参加することにより一定の改善効果が認められるものの、その後の活動的な状態を維持するための多様な通いの場を創出することが十分でなかったこと
 - ④ 基本チェックリストの未回答者には、閉じこもり等の何らかの支援を要する者が多く含まれていることといった費用対効果に課題があった。
- 今後は、このような課題を踏まえつつ、より効果的かつ効率的に介護予防事業（一般介護予防事業を含む）を運営するために、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指すことが重要である。
- 既に、いくつかの市町村では、このような「地域づくりによる介護予防」

の取組を推進し、全国の推移と比較して、要介護認定率の伸びが緩やかになる効果が示されている。また、社会参加の割合が高い地域ほど、転倒や認知症やうつリスクが低いという傾向も示されている。

(参考)

先行している市町村の取組内容や立ち上げからのプロセス等について整理し、事例集としてとりまとめ、厚生労働省の介護予防のHP上に公表しているので、参考にされたい。

※介護予防のHPアドレス

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureishu/yobou/index.html

- 今回の制度改正では、このような考え方に基づいて、一次予防事業と二次予防事業の区別を廃止し、地域リハビリテーション活動支援事業を新たに位置づけるといった介護予防事業の見直しを行った。
- 市町村が、新しい総合事業の実施の時期にかかわらず、できる限り早期に、従来の二次予防事業を主体とした手法から、「地域づくりによる介護予防」へと転換が図れるように、都道府県として、市町村支援を宜しくお願ひしたい。また、3月5日に開催する都道府県介護予防担当者・アドバイザー合同会議では、都道府県による市町村支援の好事例を報告することとしており、次年度に向けての参考にされたい。
- なお、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（告示）改正案」に記載されているとおり、介護予防の推進に当たっては、都道府県の介護部門と衛生部門が連携しながら、広域的な立場から、市町村の介護予防の取組の評価、リハビリテーション専門職等の広域調整、関係機関間の調整、管内市町村の取組に係る情報収集・提供、介護予防の取組や保健事業に従事する者の人材育成等の市町村への支援に積極的に取り組むことが重要である。

(2) リハビリテーション専門職の活用による介護予防の機能強化関連事業

- 平成26年4月には、「介護予防市町村支援事業」の実施要綱を改正し、市町村単独では確保が困難なリハビリテーション専門職について、都道府県が広域的な派遣調整をすることを目的とした「リハビリテーション専門職等の広域派遣調整」を創設し、リハビリテーション専門職を派遣するに当たり、市町村事業等に必要な知識を習得させるための事前研修会の開催経費

を補助対象としたところである。

- また、平成27年度からは、「地域医療介護総合確保基金」を充てて実施する、介護従事者の確保に関する事業において、「介護予防の推進に資するOT、PT、ST指導者育成事業」がメニューの1つとなった。この事業は、都道府県単位のリハビリテーション関連団体が、OT、PT、STに対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成することを目的としている。
- なお、「介護予防市町村支援事業（広域派遣調整）」は、医療機関等で働くリハビリテーション専門職を対象に、地域で活動する際に必要となる基礎知識（介護保険制度や市町村における介護予防の取組等）について研修することを想定している。一方、「介護予防の推進に資するOT、PT、ST指導者育成事業」は、それぞれの地域において指導的役割を担うOT、PT、STに対して、介護予防を推進するために必要となる応用知識（地域リハビリテーション活動やリハビリテーションマネジメントに関する指導技術等）について研修することを想定している。

（3）地域づくりによる介護予防推進支援事業

- 本事業は、市町村における「地域づくりによる介護予防」の取組が推進するよう、また市町村の取組に地域間格差が生じないよう、都道府県と連携しながら支援することを目的としている。
- 平成26年度は25府県59市町村が参加し、アドバイザーの支援を受けながら、地域診断、戦略策定、モデルとなる住民運営の通りの場の立ち上げに取り組んだ。今年度末までに、事業に参加した各自治体の取組内容を踏まえ、他の市町村が地域づくりを進める際に参考となるよう、介護予防を推進するための手引きをとりまとめる予定である。
- 平成27年度については1月に参加意向調査を行い、35都道府県が参加する予定である。

（4）健康寿命をのばそう！アワード（介護予防・高齢者生活支援分野）

- 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」第5条を踏まえ、自助努力が喚起される仕組みにより個人の主体的な介護予防等を奨励するため、平成26年度から、健康局の表彰制度である「健康寿命をのばそう！アワード」の募集対象を拡充・発展させ、介護予防・高齢者生活支援に係る表彰を行っている。

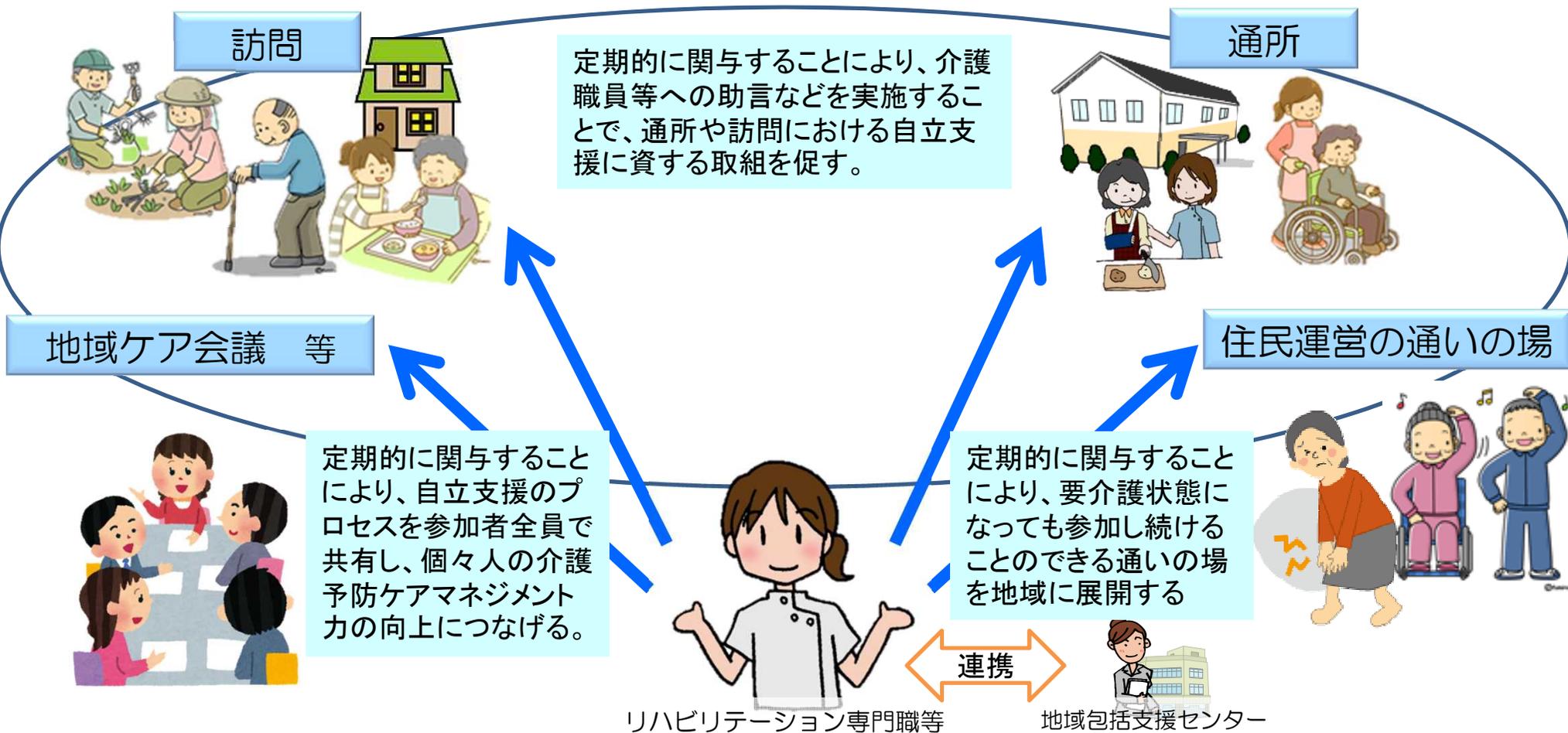
- 平成27年度より、「介護予防・高齢者生活支援分野」の被表彰候補者については、「地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実情に応じた優れた取組を行っている企業、団体、自治体」を都道府県からの推薦により募集し、選考委員会の審査を経て決定することとしている。4月中旬頃に依頼することを予定しているので、都道府県において選考の上、企業部門、団体部門、自治体部門の各部門1つ推薦をお願いしたい。

- なお、今年度の老人保健健康増進等事業において、評価プロトコルを作成し、評価の視点の説明や調査票を掲載した報告書を年度末に取りまとめる予定であるので、都道府県で選考する際の参考にされたい。

- また、表彰式は11月に開催する予定であり、表彰された取組については後日事例集を作成の上、介護予防のホームページに掲載し紹介することとしている。

地域リハビリテーション活動支援事業の概要

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

リハビリテーション専門職等を活かした介護予防の機能強化

市町村

地域支援事業

〈H27年度～ 地域リハビリテーション活動支援事業〉

- 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

バックアップ

都道府県

介護予防市町村支援事業

〈H26年度～ リハビリテーション専門職等の広域派遣調整〉

- リハビリテーション専門職等の広域的な派遣調整
- 派遣にあたり、市町村事業等に必要な知識（活動と参加に焦点を当てたアプローチ）を習得させるための研修

地域医療介護総合確保基金

〈H27年度～ 介護予防の推進に資するOT、PT、ST指導者育成事業〉
都道府県単位のリハビリテーション関連団体が、OT、PT、STに対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成する。

連携

関連団体

（医師会、PT協会、OT協会、ST協会等）

バックアップ

国

- 介護予防の推進
- 好事例の収集・提供

地域づくりによる介護予防推進支援事業（平成26年度～）

●目的

これからの介護予防は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指す必要がある。

このため、市町村は高齢者人口の1割以上が通いの場に参加することを目標に、地域づくりを推進する必要がある。

本事業では、市町村における地域づくりを通じた効果的・効率的な介護予防の取組が推進するよう、また市町村の取組に地域間格差が生じないよう、都道府県と連携しながら市町村支援を行う。

●平成27年度事業内容

都道府県が管内全市町村の介護予防の取組を支援するにあたり参考となるモデル事例及び知見を得るために、国（アドバイザー組織）と都道府県が連携し、モデル市町村が住民運営の通いの場を充実していく各段階において、研修及び個別相談等の技術的支援を行う。

●市町村支援における役割分担

[都道府県]

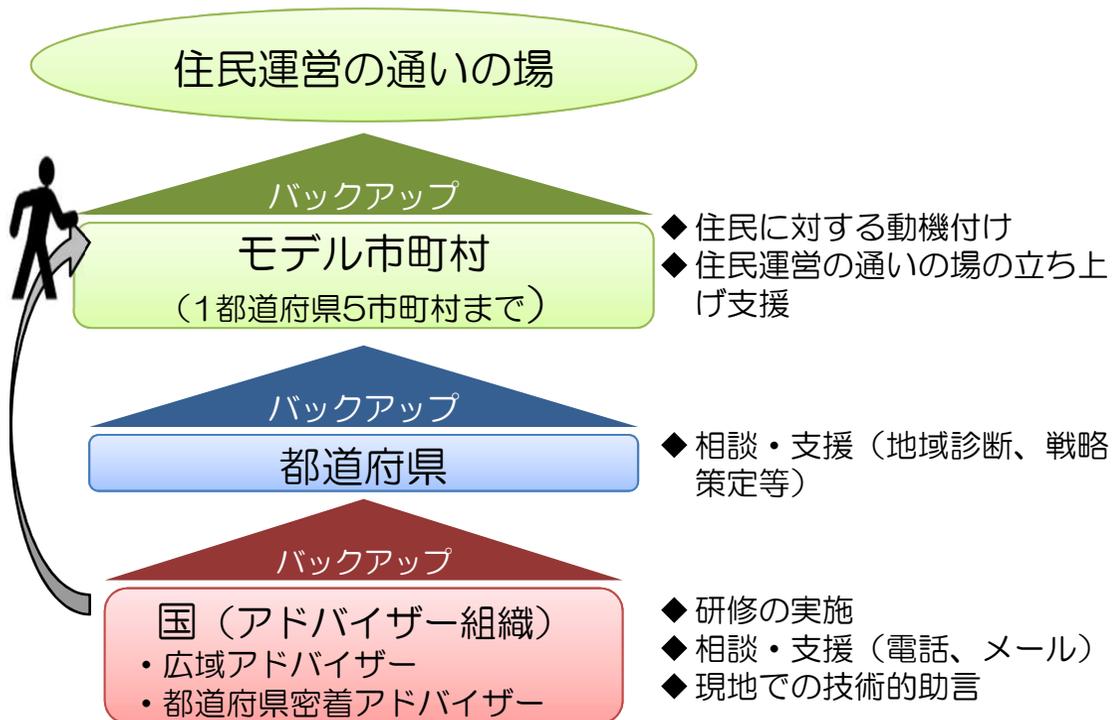
- アドバイザーとモデル市町村との連携調整
- 研修会の開催
- モデル市町村における取組から得た知見を基にした管内全市町村の取組支援

[広域アドバイザー]

- 1～2都道府県を広域的に担当
- 地域づくりによる介護予防の実践経験を活かした、具体的な技術支援

[都道府県密着アドバイザー]

- 所在の1都道府県を担当
- 市町村担当者が地域づくりを実践する中で抱える課題等に対する日常的な相談・支援



地域づくりによる介護予防推進支援事業（平成27年度）

都道府県及びアドバイザーによる支援のイメージ

国（アドバイザー組織）

モデル都道府県

モデル市町村

アドバイザー＋都道府県担当者

- ・ 地域診断の支援

支援

市町村内の体制整備

- ・ 庁内関係部門、地域包括支援センター、社会福祉協議会等との連携関係の構築

地域診断

- ・ 住民の自主活動が既にどれくらい展開されているのか等の情報を整理する

戦略策定

- ・ 地区内でどのように通いの場を充実するのか等の計画立案する（いつ、どこに、何箇所程度等）
- ・ 住民の動機付け方法の戦略を立てる
- ・ 通いの場が継続していくための後方支援戦略を立てる

アドバイザー＋都道府県担当者

- ・ 戦略策定の支援

支援

モデルとなる住民運営の通いの場を立ち上げ

- ・ 立ち上げの経験を積む
- ・ 通いの場の効果として、高齢者が元気になる過程を記録する

アドバイザー＋都道府県担当者

- ・ 現地支援
- ・ 電話・メール相談

相談

住民運営の通いの場の本格育成

- ・ モデルとなった通いの場での効果等を用い住民を動機付ける
- ・ 戦略に基づき、通いの場を展開する

支援

リハビリ専門職等の活用

住民主体のネットワークの形成

住民運営の通いの場の拡大（※高齢者人口の1割以上が通いの場に参加）

「健康寿命をのばそう！アワード」の拡充

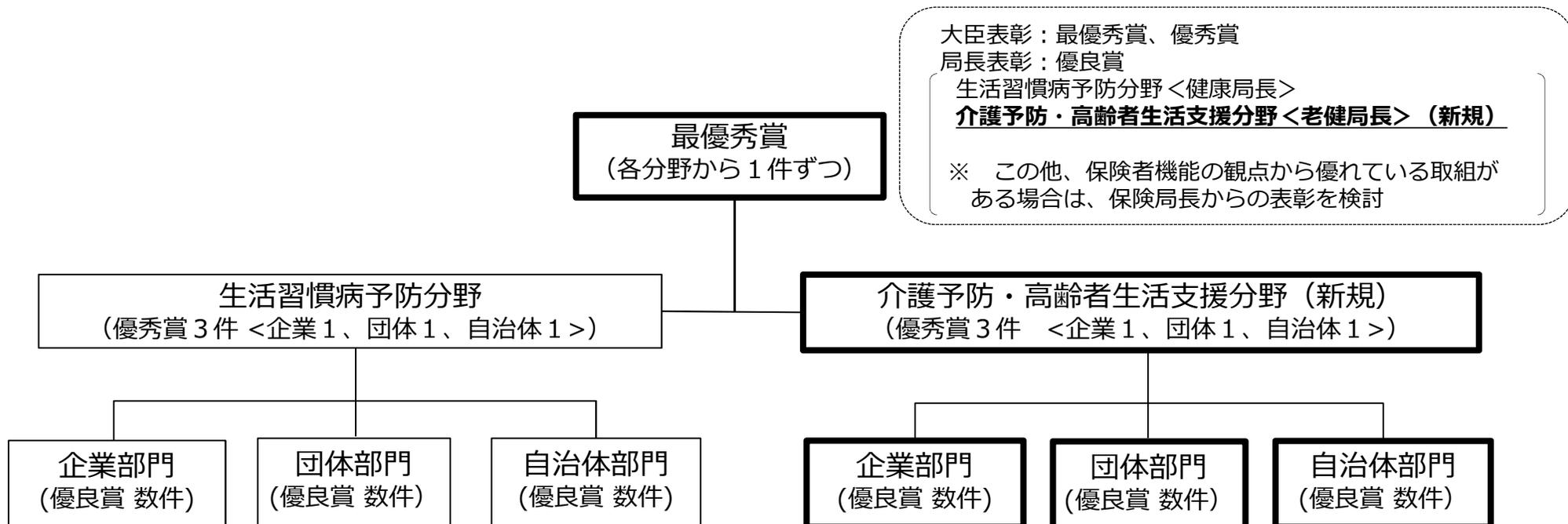
- 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」第4条及び第5条における、健康管理や疾病予防、介護予防等の自助努力が喚起される仕組みの検討の趣旨を踏まえ、平成26年度より、「健康寿命をのばそう！アワード」を拡充・発展させ実施する。

【目的】

企業、団体、自治体等において、生活習慣病予防及び介護予防・高齢者生活支援への貢献に資する優れた自助努力活動等の奨励・普及を図る。

【応募対象】

生活習慣病予防及び介護予防・高齢者生活支援への貢献に資する優れた自助努力活動等を行っている企業・団体・自治体（保険者を含む）



健康寿命をのばそう！アワード（介護予防・高齢者生活支援分野）

1. 表彰の目的

厚生労働省では、平成23年2月より、より多くの国民の生活習慣を改善し、健康寿命を延ばすことを目的として、「スマート・ライフ・プロジェクト(Smart Life Project)」を開始し、3つのテーマ(適度な運動、適切な食生活、禁煙)に添った取組を推進してきたところである。

また、平成24年7月に策定された「21世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」において、健康づくりに係る優れた取組を行う企業、団体、自治体を評価するとともに、健康づくりの取組が、国民に広く知られるように、広報を行うなど、健康づくりのための社会環境の整備に取り組む企業等が増加するような動機付けを与えることが必要と示されたところである。

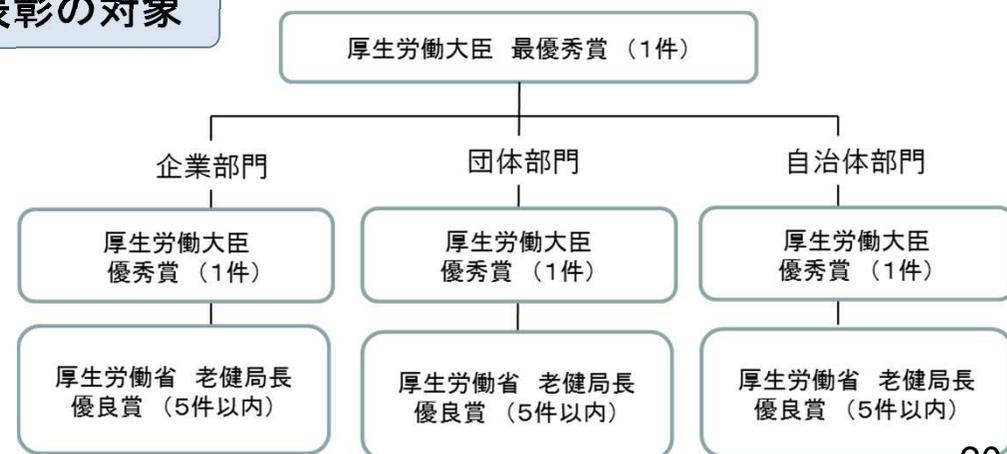
さらに、平成25年12月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」第2条、第4条及び第5条において、健康管理、疾病予防、介護予防等の自助努力が喚起される仕組の検討等を行うことと規定されたところである。

これらを踏まえて、特に優れた取組を行っている企業、団体、自治体(保険者を含む。以下同じ。)を表彰し、もって、生活習慣病の予防推進及び個人の主体的な介護予防等の取組につながる活動の奨励・普及を図るとともに、企業、団体、自治体が一体となり、個人の主体的な取組があいまって、あらゆる世代のすこやかな暮らしを支える良好な社会環境の構築を推進することを目的とする。

2. 募集内容及び募集方法

地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実情に応じた優れた取組を行っており、かつ、それが個人の主体的な取組の喚起に資するような取組を行っている企業、団体、自治体を都道府県が推薦する。

3. 表彰の対象



審査フロー（介護予防・高齢者生活支援分野）

<実施項目>

<実施内容>

<実施予定時期>

取組事例の募集 (都道府県からの推薦)

- 各都道府県において、介護予防・高齢者生活支援に関する優れた取組を、企業部門、団体部門、自治体部門の各部門1つ選考する。
- (WEBアンケート調査を実施予定)
- 選考した取組事例について、調査票への回答及び補足資料(事業概要を示したポンチ絵等)を提出。

2015年
4月中旬～
5月中旬

書面審査

- 各都道府県から推薦された事例について、別途提示している評価プロトコルに基づき、評価委員による書面審査を行い、各部門7件程度を選定する。
- (※ 共通書式での審査とするため、「調査票」の回答内容のみを審査の対象とする。)

2015年
7月下旬～
8月上旬

評価委員会

- 書面審査で選定した事例を中心に、評価委員会において有識者等による専門的知見からの評価を行い、受賞事例を選定する。
- (※ 評価委員による幅広い視点から審査を行うため、「調査票」の回答内容とともに、「補足資料(パワーポイントによるポンチ絵等)」も審査の対象とする。)

2015年
9月中旬～
10月上旬

第3回(H26.11.18) 健康寿命をのばそう！アワード(介護予防・高齢者生活支援分野) 受賞者

○厚生労働大臣賞

表彰名	事業者・団体名		取組名
最優秀賞	むつみ元気支援隊(山口県萩市)		「むつみ愛サービス」
優秀賞	企業部門	ながおか医療生活協同組合(新潟県長岡市)	「診療所サポート型地域ケアシステム」
	団体部門	NPO法人 みんなの元気塾(京都府精華町)	「元気塾サロン」
	自治体部門	いなべ市(三重県)	「元気づくりシステム」



○厚生労働省老健局長賞

表彰名	事業者・団体名		取組名
老健局長 優良賞	企業部門	有限会社静内ケアセンター(北海道)	「(有)静内ケアセンター福祉村構想」
		株式会社ホクノー(北海道)	「『まちかどよろず相談会』の開催」
	団体部門	特定非営利活動法人 陽だまり(広島県東広島市)	「会員制たすけあい活動『陽だまりクラブ』」
		民生児童委員等(秋田県湯沢市)	「三関昔を語る会」
	自治体部門	北杜市(山梨県)	「通所型予防サービス(ふれあい処北杜)」
		高知市(高知県)	「認知症カフェ(えいとカフェ)」

